

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について

健康福祉政策課
保 健 予 防 課

1. 政策等の背景・目的及び効果

今回改定する「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、感染症に関する医学的知見だけでなく、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制する観点からも、医療関係者のほか、警察や消防、商工、学校、健康・福祉関係者が広く参画する「枚方市保健所運営協議会」に令和7（2025）年8月に諮問を行い、調査審議を経て、このたび、本計画の素案を策定しましたので、報告するものです。

2. 内容

(1) 「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定ポイント

① 国・府の行動計画を踏まえての改定ポイント

国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）」・府の「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という）」を踏まえ、国が示す市町村行動計画策定の手引きに基づく改定は、次のとおりとなります。

改定ポイント	主な改定内容
1. 対象疾患の拡大	(1)新型インフルエンザに加え、新型コロナウイルス、それ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭におく
2. 複数の感染拡大への対応	(1)中長期的に複数の感染拡大への対応、対策の機動的切替え
3. 平時の準備の拡充	(1)5つの「発生段階」から、3つの「対策段階」に変更 ①未発生期 ②府内未発生期 ③府内発生早期 ④府内感染期 ⑤小康期 ➡ ①準備期 ②初動期 ③対応期 (2)医療・検査体制の整備、DX の推進、人材育成、実践的な訓練の実施等について追加
4. 対策項目の拡大	(1)6項目から13項目に拡大 ①実施体制 ②情報収集・<u>分析</u> ③サーベイランス ④情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u> ⑤<u>水際対策</u> ⑥まん延防止 ⑦<u>ワクチン</u> ⑧医療 ⑨<u>治療薬・治療法</u> ⑩<u>検査</u> ⑪<u>保健</u> ⑫<u>物資</u> ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

※ 赤字は、追加・独立させた項目

② 本市独自の改定ポイント

「枚方市新型コロナウイルス対策本部総括報告書」をもとに、本市における新型コロナ対応経験を活かすとともに、市立ひらかた病院が北河内医療圏域の「第二種感染症指定医療機関」としての役割を踏まえた改定は、次のとおりとなります。

改定ポイント	主な改定内容	ポイント反映箇所※
1. 市内実施体制の強化	(1)市対策本部の組織改編 (2)保健所の感染症有事体制の強化	第3部 第1章 実施体制 第11章 保健
2. 専門人材の育成	(1)感染症に関する知識及び対応能力の向上	第3部 第1章 実施体制
3. 地域連携強化による感染症対応力の向上	(1)市・医療機関・高齢者施設等の連携強化 (2)災害医療対策会議を活用した地域連携の強化	第3部 第8章 医療
4. 北河内医療圏域の第二種感染症指定医療機関である「市立ひらかた病院」としての役割	(1)新興感染症の医療において中心的な役割 (2)次の感染症に備えた平時からの備えを充実	第3部 第8章 医療

※ ポイント反映箇所は、次ページ以降、赤字とポイントマーク **Point** で表示

(2) 「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画」の素案の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

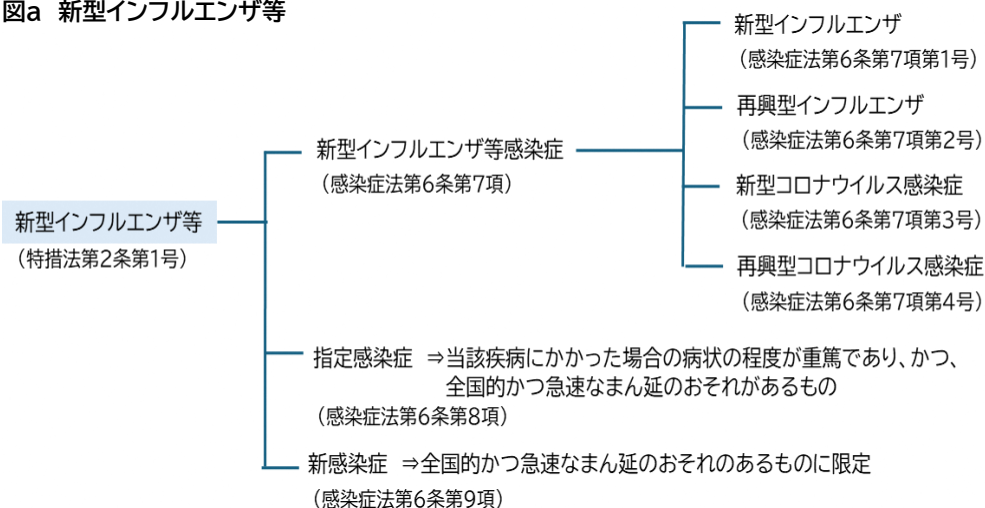
第1節 感染症危機を取り巻く状況

未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれ大きく、既知の感染症であっても、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。感染症危機を取り巻く状況としては、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

特措法の対象となる新型インフルエンザ等の具体例は、①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

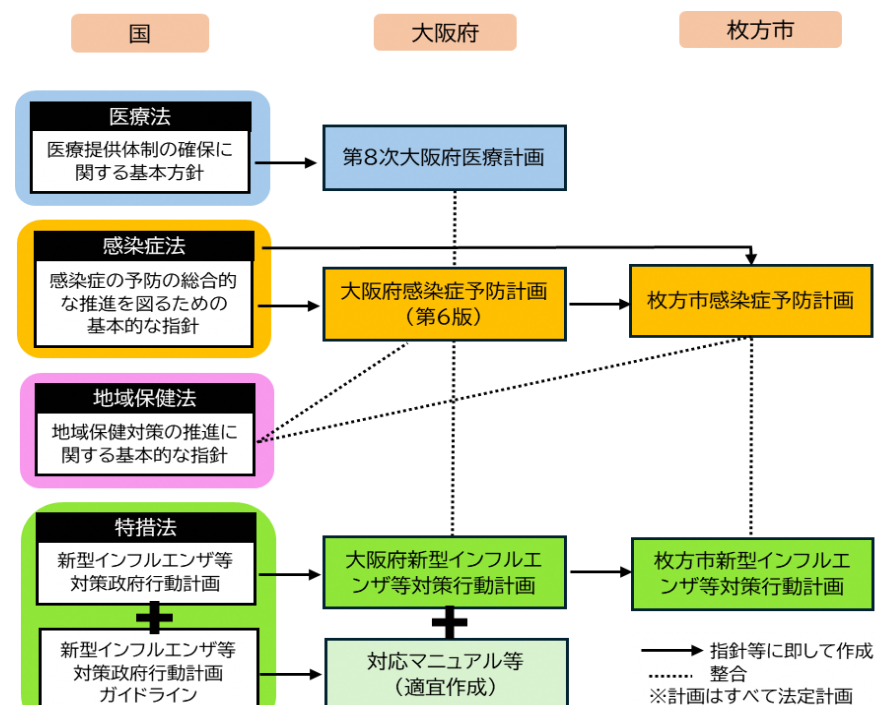
図a 新型インフルエンザ等



第2章 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

政府行動計画及び大阪府行動計画の策定と改定の時期、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定の時期、国及び府、本市の感染症予防計画との整合性を確保する。なお、今後国の定期的な検討内容や府の動向、市の取組状況を踏まえ、必要に応じて計画の改定を検討する。

図b 保健・医療分野(感染症関連)における各計画の体系図



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

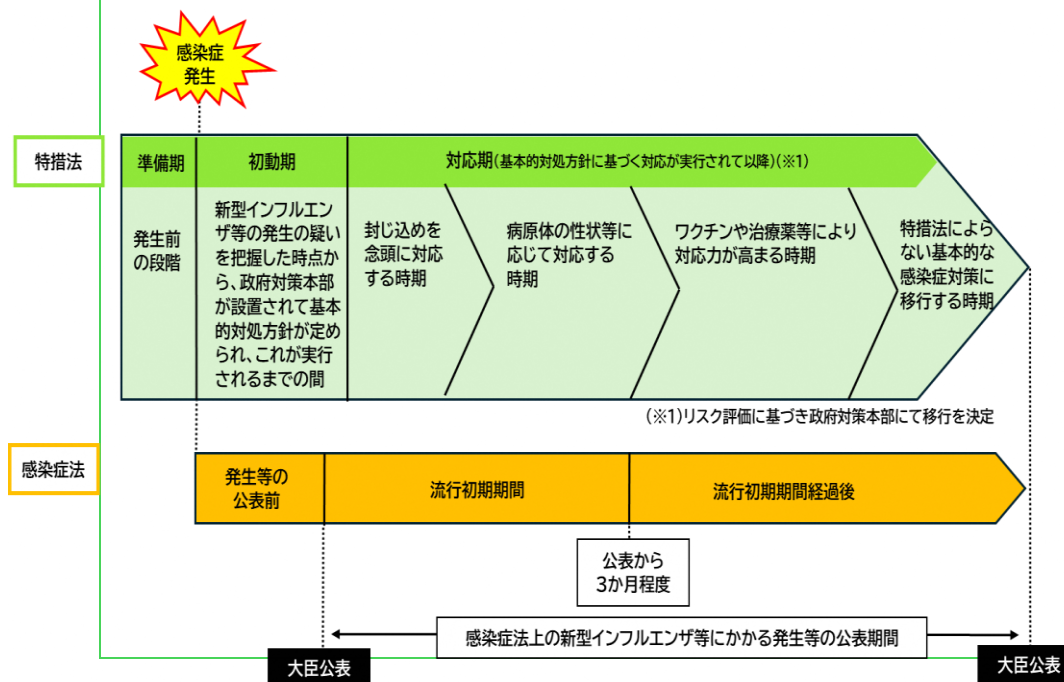
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- (1) 新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定
- (2) 発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応（準備期・初動期・対応期）

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- (1) 有事のシナリオの考え方（準備期）
- (2) 感染症危機における有事のシナリオ（初動期・対応期）

図c 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- (1) 平時の備えの整理や拡充
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- (3) 基本的人権の尊重
- (4) 危機管理としての特措法の性格
- (5) 関係機関相互の連携協力の確保
- (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- (7) 感染症危機下の災害対応
- (8) 記録の作成や保存

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 国 | (2) 地方公共団体（府・市・保健所） |
| (3) 地方衛生研究所 | (4) 医療機関 |
| (5) 指定地方公共機関 | (6) 登録事業者 |
| (7) 一般事業者 | (8) 市民 |

第6節 新型インフルエンザ等の対策項目

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・分析
- (3) サーベイランス
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (5) 水際対策
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (9) 治療薬・治療法
- (10) 検査
- (11) 保健
- (12) 物資
- (13) 市民生活及び市民経済の安定の確保

第7節 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実行性を確保するための取組等

- (1) E B P Mの考え方に基づく政策の推進
- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持
- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 新
感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として庁内一体となって取り組む必要があり、研修や訓練等の実施により庁内における感染症有事の対応力向上のうえ、関係機関が連携して取組を推進することが重要。	感染症危機においては、情報が錯綜しやすく、偏見等が発生し、誤情報が流布する恐れがある。表現の自由に配慮しつつ、各種対策を効果的に行うために、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた情報を市民等に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、適切に判断・行動できるようにすることが重要。
【準備期】平時における対応力強化の取組、実践的な訓練など Point 【初動期】対策本部の設置、必要な人員体制の強化など 【対応期】対策本部における対応方針の協議・決定など	【準備期】情報提供・共有方法の検討など 【初動期】府の患者情報等公表の一元化による迅速かつ一体的な市民等への情報提供・共有など 【対応期】双方向のリスクコミュニケーションの実施など
第2章 情報収集・ 分析 新	第5章 水際対策 新
感染拡大の防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要。	病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や国外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、感染症危機管理への対応準備の時間を確保することが重要。
【準備期】積極的疫学調査や診療研究に資する情報収集体制の整備など 【初動期】府等との連携による準備期に構築した人的・組織的ネットワークを活用した情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の迅速な判断・実施など 【対応期】初動期のネットワークを活用した情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の柔軟かつ機動的な切替えなど	【準備期】検疫所が実施する訓練の機会等を通じた新型インフルエンザ等発生時の対策、連絡手順、協力事項等の確認など 【初動期】検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置など 【対応期】初動期の対応の継続など
第3章 サーベイランス	第6章 まん延防止
感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要。	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に留めるとともに、市民の生活や経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることが重要。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点からまん延防止対策は重要な取組。
【準備期】府と連携した感染症サーベイランスシステムを活用した指定届出機関からの患者報告等が迅速になされる体制の整備など 【初動期】府と連携した有事の感染症サーベイランスの開始など 【対応期】府と連携した流行状況に応じたサーベイランスの実施など	【準備期】想定される対策の内容やその意義についての周知、広報を通じた市民や事業者等の理解の促進など 【初動期】国や府と連携した感染症法に基づく入院勧告・措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の対応など 【対応期】リスク評価に基づく感染症の特徴や感染状況及び市民の免疫の獲得の状況、生活や経済への影響を踏まえたまん延防止対策の実施など

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン 新

ワクチンの接種により、感染や発症、重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国や府の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を関係機関と連携して行うことが重要。

- 【準備期】医療関係団体等と連携した接種体制構築に向けた準備など
- 【初動期】国の方針を踏まえた接種体制の構築など
- 【対応期】住民接種等の実施と感染状況を踏まえた接種体制の拡充など

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延し、生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、安心して生活を送るために不可欠な要素。健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。そのため、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備し、感染症危機の際には、府と連携して感染症医療の提供体制を確保し、機動的かつ柔軟に対応することが重要。

- 【準備期】**市内の医療機関や高齢者施設等への研修・訓練等の開催、助言体制の構築など**
- 【初動期】**受診調整等を行う相談センターの設置、市立ひらかた病院における新興感染症発生等の公表前からの入院対応など**
- 【対応期】**相談センターの強化と、感染状況等を踏まえた有症状者が直接発熱外来を受診する仕組みへの変更への対応など**

Point

第9章 治療薬・治療法 新

新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供は不可欠な要素であり、治療薬の確保と治療法の確立が重要な役割を担っている。

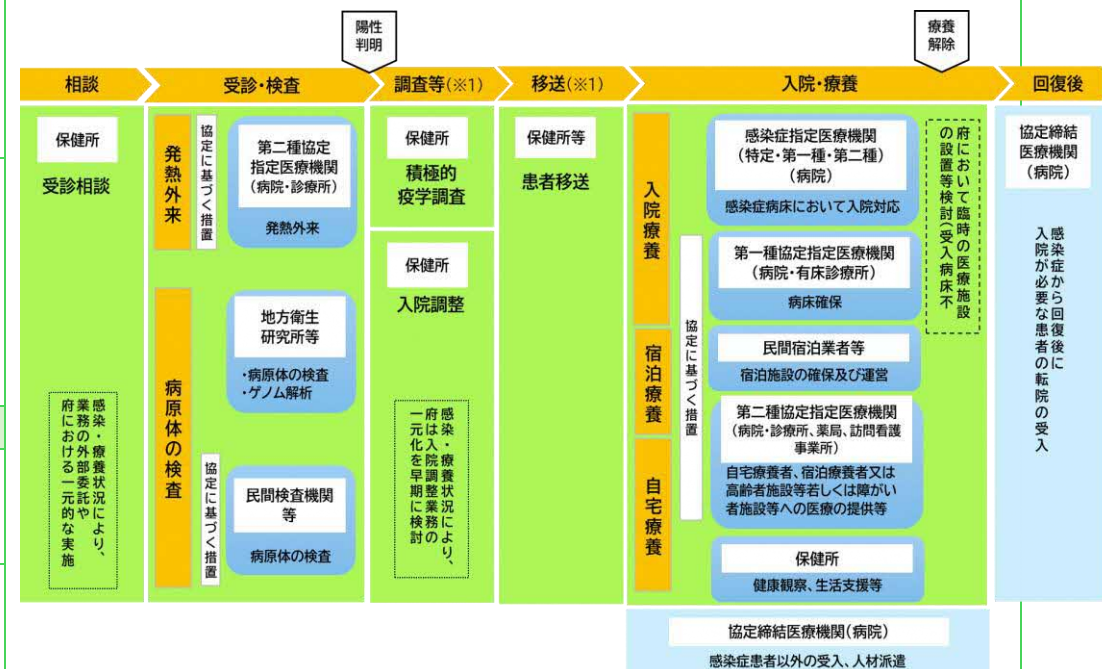
- 【準備期】-
- 【初動期】府等の連携により濃厚接触者や医療従事者等のうち十分な防御なくばく露した者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応の指導など
- 【対応期】国や府と連携し、治療薬の適切な使用の周知など

第10章 検査 新

新型インフルエンザ等の発生等における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、早期に治療につなげることで及び流行の実態を把握すること。検査の適切な実施は、まん延防止対策の検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要。迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

- 【準備期】府等と連携し、検体搬入を含めた手順等の整備など
- 【初動期】(発熱外来が設立されていない場合)感染が疑われる者の動線を踏まえた検査体制の構築など
- 【対応期】大阪健康安全基盤研究所等への検査の実施要請など

図d 医療提供体制（イメージ図）



第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健 新

感染症危機発生時において、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、患者の入院調整やクラスター対応等の業務負荷の急増が想定される。そのため、市は、平時から保健所における情報収集体制や人員体制の構築、ICTの活用等を通じた業務効率化を行いながら、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することが重要。

【準備期】 枚方市保健所健康危機対処計画に基づく人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化等の推進など

【初動期】 枚方市保健所健康危機対処計画に基づく
感染症有事体制への移行準備など

【対応期】 枚方市保健所健康危機対処計画に基づく
感染症有事体制の確立など

Point

第12章 物資 新

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生活及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、市や府、医療機関を始めとする関係機関において感染症対策物資等が十分に確保できるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要。

【準備期】 感染症対策物資等の備蓄など

【初動期】 府等と連携した物資及び資材の供給に関する相互協力の準備など

【対応期】 必要な物資及び資材が不足するおそれがある場合等における府等と連携した物資及び資材の供給に関する相互協力など

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。そのため、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民に対して、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めるよう呼びかけることが重要。

【準備期】 市民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨など

【初動期】 物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼びかけなど

【対応期】 心身への影響に関する施策（高齢者フレイル予防等）や教育や学びの継続への支援など

3. 今後のスケジュール（予定）

令和7年 11月 市民福祉委員協議会へ計画素案の説明

12月 市民意見聴取の実施

令和8年 1月 保健所運営協議会より答申

2月 市民福祉委員協議会へ計画（案）の報告

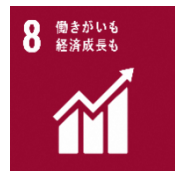
3月 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 7. 公衆衛生や健康危機管理が充実したまち



5. 関係法令・条例等

関係法令 新型インフルエンザ等対策特別措置法

国等の関連計画 大阪府「新型インフルエンザ等対策行動計画」

国「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

6. その他

参考資料「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)素案」

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）

【素案】

令和〇年〇月

枚方市

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 目次

はじめに.....	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	3
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	3
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	3
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
第2章 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	7
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	8
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	12
第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	15
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	19
第6節 新型インフルエンザ等の対策項目	23
第7節 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等	24
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組.....	25
第1章 実施体制.....	25
第1節 準備期.....	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第2章 情報収集・分析	31
第1節 準備期.....	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第3章 サーベイランス	36
第1節 準備期.....	37
第2節 初動期	39
第3節 対応期	41
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	42
第1節 準備期.....	43
第2節 初動期	45

第3節 対応期	47
第5章 水際対策	50
第1節 準備期	51
第2節 初動期	52
第3節 対応期	53
第6章 まん延防止	54
第1節 準備期	55
第2節 初動期	56
第3節 対応期	57
第7章 ワクチン	61
第1節 準備期	62
第2節 初動期	64
第3節 対応期	65
第8章 医療	67
第1節 準備期	68
第2節 初動期	70
第3節 対応期	71
第9章 治療薬・治療法	74
第1節 初動期	75
第2節 対応期	76
第10章 検査	77
第1節 準備期	78
第2節 初動期	79
第3節 対応期	80
第11章 保健	81
第1節 準備期	82
第2節 初動期	84
第3節 対応期	85
第12章 物資	87
第1節 準備期・初動期	88
第2節 対応期	89

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	90
第1節 準備期.....	91
第2節 初動期.....	93
第3節 対応期.....	94
略称又は用語集.....	97

はじめに¹

感染症危機への対応については、平成 21 年に世界的に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえ、平成 24 年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」が制定され、平成 25 年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)」及び「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)」が策定されました。

本市においては、特措法の制定以前から、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験をふまえ、同年10月に「枚方市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していましたが、特措法施行後の平成25年11月、特措法第8条の規定に基づく「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)」を策定し、市行動計画に基づく訓練等を実施する等、有事への備えを行ってきました。

そのような中、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こしました。

国内においては、令和2年1月に国内1例目の患者が確認されて以降、新型コロナが令和5年5月に感染症法に基づく5類感染症に位置づけられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。

この新型コロナへの対応は、政府、府及び市行動計画策定後、初めてとなる感染症危機への対応となりましたが、これら計画は、主に新型インフルエンザを前提に作成しており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定していませんでした。そのため、新型コロナへの対応は計画の想定外の事態となり、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討し、実行していくこととなりました。

今般、この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、約10年ぶりに政府及び府行動計画が抜本的に改定されたことから、本市においても、政府及び府行動計画を踏まえ、市行動計画を改定することとしました。

市行動計画(第2版)においては、幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定し、対策項目(13項目)ごとに3期(準備期、初動期、対応期)それぞれの取組を記載するとともに、有事のシナリオとして必要な対策の選択肢を記載する等の抜本的改定を行っています。

また、新型コロナ対応の教訓²を踏まえ、令和6年3月に策定した「枚方市感染症予防計画(以下「市予防計画」という。)」や「枚方市保健所健康危機対処計画(以下「健康危機対処計画」という。)」との整合性を図っています。

¹ 語句の定義については、巻末「略称又は用語集」に記載のとおり。

² 市では、「枚方市新型コロナウイルス対策本部総括報告書(令和6年3月)」を作成し、公表している。

次なる感染症危機は将来必ず到来します。その際、感染症危機が、市行動計画の想定内のものとなるかは不確実であり、計画の想定外の事態が生じた場合においても、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められます。

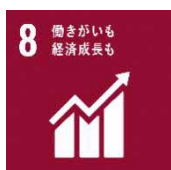
そのためには、平時から、感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

市においては、幅広い感染症危機に対応できる社会をめざし、平時から関係機関と連携し、市行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、様々な有事のシナリオを想定した実践的な訓練等を通じて市行動計画の実効性を検証し、必要に応じて行動計画の見直しを不断に行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組んでまいります。

なお、本計画は、平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」の理念を踏襲しており、各取組の推進を通して、関連するゴールの達成に貢献します。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第5次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGs の各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取組を進めています。

本計画においては、SDGs が示す 17 のゴールのうち、次の7つを主な目標として SDGs 達成に向けた取組を推進していきます。



第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画³

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

³ 語句の定義については、巻末「略称又は用語集」に記載のとおり。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

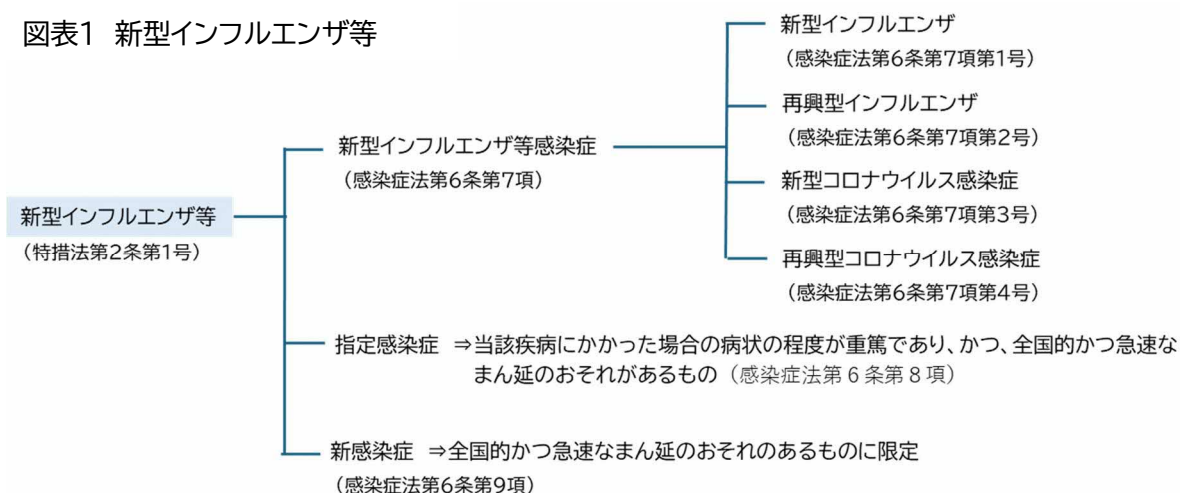
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民⁴の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である⁵。

図表1 新型インフルエンザ等



⁴ 市行動計画では、特措法の内容等を記載している場合、「国民」と記載している。

⁵ 感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加された。

第2章 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年6月、特措法第6条に基づき、政府行動計画が策定された⁶。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年7月、新型コロナ対応の経験⁷を踏まえ、政府行動計画が改定された⁸。

新型コロナは、令和2年1月に国内で最初に患者が確認されて以降、年に数回の感染の波を引き起こし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国を挙げての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び国民経済が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざすものである。

政府行動計画では、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実するとともに、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充した。また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することとしている。

⁶ 特措法が制定される以前からも、日本では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでおり、国においては、平成17年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成して以来、数次の部分的な改定が行われた。その後、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、あわせて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に特措法が制定された。平成25年6月に作成された政府行動計画は、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年2月7日)を踏まえたものである。

⁷ 国は、令和4年6月15日「新型コロナウイルス感染症対応について(保健・医療の提供体制や新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用等を中心とした政府のこれまでの取組～2019年12月末から2022年5月まで～」を公表している。

⁸ 政府行動計画の改定に当たり、令和5年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議において、新型コロナ対応における課題を整理している(令和5年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として公表)。主な課題として、(1)平時の備えの不足 (2)変化する状況への柔軟かつ機動的な対応 (3)情報発信が挙げられている。こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会をめざすことが必要であるとし、①感染症危機に対応できる平時からの体制作り ②国民生活及び社会経済活動への影響の軽減 ③基本的な人権の尊重の3つの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定された。

また、大阪府(以下「府」という。))においても、平成 25 年 9 月、政府行動計画を踏まえ、特措法第 7 条に基づき府行動計画を作成し、今般、政府行動計画が改定されたことを受け、令和7年3月、府における新型コロナ対応の経験を踏まえて府行動計画が改定された。

本市では、特措法の制定以前から、平成21年5月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験をふまえ、市民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、平成21年10月、「枚方市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

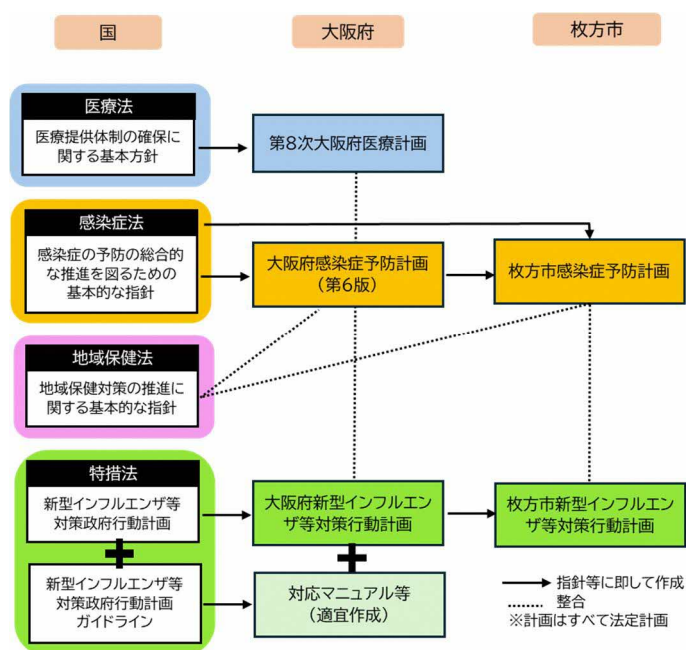
さらに、平成25年3月には、大阪府対策本部(以下「府対策本部」という。)が設置された場合に、市長を本部長とする枚方市対策本部(任意設置を含む。以下「市対策本部」という。)を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、「枚方市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

以上の経緯と特措法第8条の規定により、本市においても、平成 25 年 10 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い「市行動計画」を策定した。

今般、政府行動計画及び府行動計画が改定されたことを受け、政府行動計画や府行動計画、市における新型コロナ対応の経験を踏まえ⁹、市行動計画を改定する。その際、市予防計画との整合性を確保する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、府の動向や市の取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

図表2 保健・医療分野(感染症関連)における各計画の体系図



⁹市では、「枚方市新型コロナウイルス対策本部総括報告書(令和6年3月)」を作成し、公表している。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針¹⁰

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、府が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹⁰ 語句の定義については、巻末「略称又は用語集」に記載のとおり。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、図表3のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、府による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表3 時期に応じた戦略(対応期は、基本的対処方針等国の方針に基づいて対応)

時期		戦略
準備期	発生前の段階	平時からの感染症の発生動向の把握、及びリスク評価を迅速かつ適切に行うための感染症サーベイランス体制を構築するとともに、府と連携した地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民等に対する啓発や、市、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをもととして対策を行う。 海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や府と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬の使用、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて、府が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	府内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、府、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、府が実施する国及び市町村との協議に参加し、柔軟に対策を講ずることができるよう、医療機関を含めた現場が動きやすくなる配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。
--	---

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1)有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す¹¹。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表4のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

図表5に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

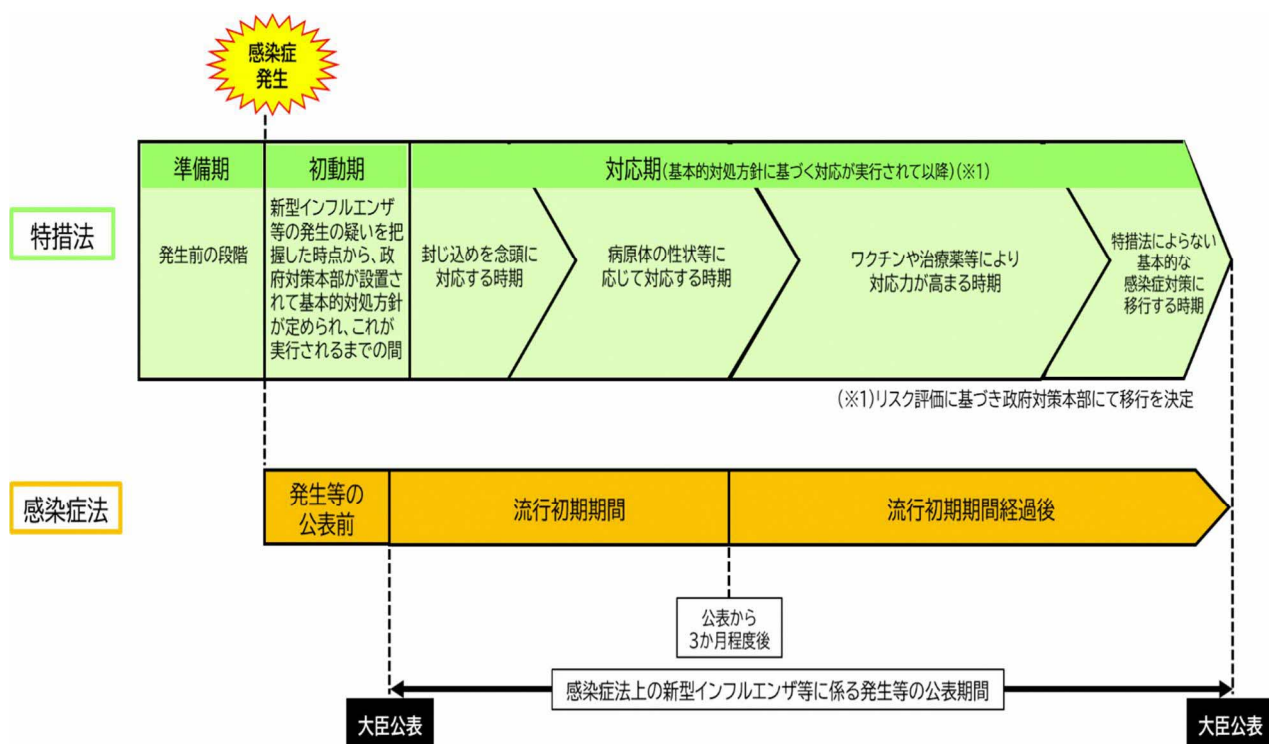
¹¹ リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第6章第3節の記載を参照。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表4 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方(イメージ図)



※感染症法に基づく流行初期期間は、市行動計画上の初動期の終盤から対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」にかけての期間に相当し、流行初期期間経過後は、市行動計画上の対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」以降に相当すると考えられる(ただし、一概に定義づけられるものではない)。

図表5 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画に基づき、府等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正を踏まえた医療提供体制等の平時の備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DX の推進や人材育成等

DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、医療 DX を推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するため、市民生活及び市民経済の安定を維持するための取組が重要である。

このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、府等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ)医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には市予防計画に基づき、府と連携し、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や府のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。個々の対策の切替えのタイミングについて、府が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(エ)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、対策の切替えのタイミングについて、府が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(オ)市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び双方向のリスクコミュニケーションにより、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、人権に十分配慮し、対策の影響を受け

る市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、府は、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等^{ひぼう}は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、府に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹²。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、府と自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や府と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとと

¹² 特措法第36条第2項に基づく。

もに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8)記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1)国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO(世界保健機関)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2)地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【府の役割】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、府は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、地方公共団体間の広域的な連携についても積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合又は関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。

【市町村の役割】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村、関係団体等と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度府に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。あわせて、府等間でまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

【保健所の役割】

保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。また、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

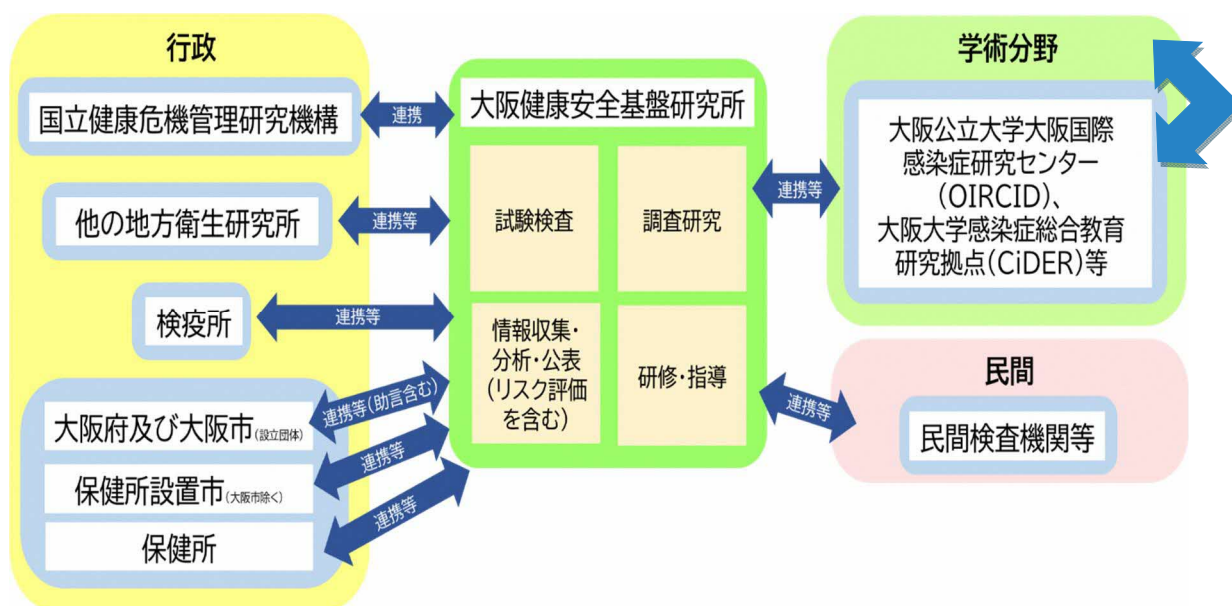
(3) 地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、これらの取組を行うに当たり、平時より、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)や大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)等の大学・研究機関等との連携を進めるとともに、府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行う。また、平時から情報収集・

分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、府を始め関係機関等に当該情報等を報告する。

図表6 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役割等について



(4)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5)指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する¹³。

¹³ 大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。

(6)登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7)一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8)市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とし、対策の切替えのタイミングについて、府が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に個々の対策の切替えを実施する。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

第7節 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、府等と連携しながら、訓練の実施やそれに基づく点検・改善に継続的に取り組む。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに、政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

市は、政府行動計画及び府行動計画の改定等を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画や府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組¹⁴

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として庁内一体となって取り組む必要があり、研修や訓練等の実施により庁内における感染症有事の対応力向上のうえ、関係機関と連携して取組を推進することが重要である。そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・平時における対応力強化の取組
- ・市行動計画等の作成・変更
- ・実践的な訓練等の実施
- ・保健所の人材確保・育成
- ・国、府、市町村、指定地方公共機関等関係機関間の連携体制の構築(情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施等)
- ・府の総合調整に従った、事前の体制整備や人材確保等の着実な準備

◆初動期

- ・市対策本部の設置、対応方針の協議・決定
- ・必要な人員体制の強化
- ・府の総合調整に従った、医療機関等に対する入院勧告又は入院措置等に関する措置

◆対応期

- ・市対策本部での対応方針の協議・決定
- ・必要な人員体制の強化
- ・府の総合調整に従った、医療機関等に対する入院勧告又は入院措置等に関する措置
- ・他の市町村または府への医療関係者等の派遣・応援要請

¹⁴ 語句の定義については、巻末「略称又は用語集」に記載のとおり。

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等が府内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う¹⁵。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2)所要の対応

1-1. 行動計画等の作成や体制整備

- ① 市は、市行動計画及びマニュアルを作成するとともに、必要に応じて変更する。行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くとともに、府の助言を求める。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため業務継続計画を作成し、府の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策の庁内実施体制について、必用に応じて見直しを行い、より実効性の高い体制整備を図る。
- ④ 市は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ⑥ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。特に、国や国立健康危機管理研究機構等の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。

¹⁵ 保健所及び地方衛生研究所の実施体制については、主に第11章「保健」に記載。

1-2. 関係機関との連携

- ① 市は、府や保健所設置市、指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ② 市医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域の中核的医療機関(大学附属病院、公立病院等)、消防組合等から構成される災害医療対策会議を活用し、平時から市と医療関係機関等の相互の関係性構築を図る。
- ③ 市は、感染症法に基づき設置している都道府県連携協議会(大阪府感染症対策審議会感染症対策部会)などを活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について府と協議し、協議結果及び国が定める基本方針等を踏まえ、予防計画を変更する。
 なお、市が予防計画を変更する際には、市行動計画及び健康危機対処計画との整合性の確保を図る。
- ④ 市は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、府と事前に調整し、着実な準備を進める。

1-3. 府による総合調整¹⁶

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、府が感染症法に基づき、市等に対して感染症対策全般について総合調整権限を行使する場合は、府の総合調整に従い、着実な準備を進める。

¹⁶ 感染症法第 63 条の3第1項に基づく。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

新型インフルエンザ等が府内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて、市対策本部を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2)所要の対応

2-1. 体制整備¹⁷

- ① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。
- ② 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 市は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、国の方針に基づき、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。
- ④ 市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁸ことを検討し、所要の準備を行う。

2-2. 府による総合調整

- ① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を実施する場合は、総合調整に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する¹⁹。
- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、府が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い措置を行う。あわせて、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があるとして、府から感染症法に定める入院勧告又は入院措置の指示がある場合には、市は、当該指示に従い措置を行う²⁰。

¹⁷ 特措法に基づく政府対策本部が設置される前において、市は、庁内の各組織が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を講ずる必要があるときは、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し準備を進める。

¹⁸ 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

¹⁹ 特措法第24条第1項に基づく。

²⁰ 感染症法第63条の3第1項及び第63条の4に基づく。入院の勧告・措置は保健所設置市単位で行われる事務である一方、新型コロナ対応を踏まえれば、感染性が高く、病床のひっ迫が発生し得る場合には、保健所設置市単位で受入機関を調整すると、病床が効率的に配分されないおそれがあることから、重症化リスクのある者を優先的に入院させるため、府において重症化リスクのある者の発生状況を把握し、広域で入院調整を行う必要がある。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬の開発、治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

(2)所要の対応

3-1. 体制整備・強化

① 府は、新型インフルエンザ等対策については、専門家会議における助言等を踏まえ、府対策本部にて方針を協議し、決定するとしている。

市においても、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

② 市医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域の中核的医療機関(大学附属病院、公立病院等)、消防組合等から構成される災害医療対策会議を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図るとともに、本市と医療関係機関等の地域連携による総合的・効果的な対策に取り組む。

③ 市は、初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

⑤ 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保²¹し、必要な対策を実施する。

3-2. 府による総合調整

① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を実施する場合は、総合調整に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する²²。

²¹ 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

²² 特措法第24条第1項に基づく。

- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、府が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い措置を行う。

あわせて、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があるとして、府から感染症法に定める入院勧告又は入院措置の指示がある場合には、市は、当該指示に従い措置を行う²³。

3-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、政府対策本部及び府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。
ただし、本部長の判断に基づき、任意の市対策本部を設置することがある。

²³ 感染症法第 63 条の3第1項及び第 63 条の4に基づく。入院の勧告・措置は保健所設置市単位で行われる事務である一方、新型コロナ対応を踏まえれば、感染性が高く、病床のひっ迫が発生し得る場合には、保健所設置市単位で受入機関を調整すると、病床が効率的に配分されないおそれがあることから、重症化リスクのある者を優先的に入院させるため、府において重症化リスクのある者の発生状況を把握し、広域で入院調整を行う必要がある。

第2章 情報収集・分析

感染拡大の防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集のための体制整備
- ・国等が実施する研修等への参加や感染症専門人材の育成・活用等

◆初動期

- ・府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所との連携による、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを活用した情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の迅速な判断・実施

◆対応期

- ・府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所との連携による、準備期や初動期に構築した人的・組織的ネットワークを活用した情報収集・分析及びリスク評価の実施と感染症対策の柔軟かつ機動的な切替え

第1節 準備期(平時)

(1)目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上で、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、府内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び市民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

(2)所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下、「大阪健康安全基盤研究所」という)は、感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から、感染症指定医療機関、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(RCID)や大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)等の大学・研究機関、検疫所、保健所、大阪健康安全基盤研究所、市町村、医療関係団体等との人的・組織的ネットワークを築き、国や国立健康危機管理研究機構(実地疫学専門家養成コース(FETP)大阪拠点を含む。)を含め、連携体制の強化を図ることとしている。市は、府及び大阪健康安全基盤研究所で実施する情報収集・分析結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める。
- ② 市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備するとともに、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究に積極的に協力する。

1-2. 人員の確保

市は、情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において、国等が実施する公衆衛生や疫学、データサイエンス等に関する研修への職員の積極的な参加の働き掛け、感染症専門人材の育成、人員確保を行うとともに、有事に備え、これらの知識を習得した者について活用する。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

(2)所要の対応

2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 市は、府等と連携して、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、府内外での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。

リスク評価は、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や府等からの情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、行う。

- ② 市は、府、大阪健康安全基盤研究所等と連携を図り、必要に応じて、国立健康危機管理研究機構や他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を得ながら、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

また、他の都道府県から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行うとともに、緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国や府と連携をとりながら必要な情報の収集を行う。

- ③ 市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究に積極的に協力する。

2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、感染症法に基づき厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等に係る発生等の公表やリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断し、必要な準備を行うとともに、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、府や市が収集・分析した情報等について、関係機関に共有するとともに、市民に分かりやすく提供する。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る国への要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等について情報収集・分析を強化する。

(2)所要の対応

3-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

① 市は、府等と連携して、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、準備期及び初動期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や府等からの情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、行う。

この際、感染症危機の経過、状況の変化やこれらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

② 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響についても、国や府等が収集又は分析した結果を考慮する。

③ 市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究に積極的に協力する。

④ 市は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査)や濃厚接触者等の同定(前向き積極的疫学調査)を行うため、保健所において、感染者又は感染者が属する集団に対して、国立健康危機管理研究機構が示す指針等に基づき、積極的疫学調査を行う。

なお、流行初期以降(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国や府が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

⑤ 市は、病原体等の情報の収集に当たって、一般社団法人枚方市医師会(以下、「枚方市医師会」という)や枚方市病院連絡協議会等の医療関係団体等と連携を図りながら進める。

3-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国や府、国立健康危機管理研究機構等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、府や市が収集・分析した情報等について、関係機関に共有するとともに、市民等に分かりやすく提供する。

第3章 サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】※いずれも国方針に基づく

◆準備期

- ・府と連携した、感染症サーベイランスシステムを活用した、指定届出機関からの患者報告等が迅速になされる体制の整備
- ・府と連携した、平時の感染症サーベイランスの実施(指定届出機関における発生動向の把握等)
- ・感染症サーベイランスに関係する人材の育成や確保

◆初動期

- ・府と連携した、有事の感染症サーベイランスの開始(全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化による患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握の強化や、感染症の特徴や病原体の性状等に係る必要な知見を得るための入院サーベイランス、病原体ゲノムサーベイランス等)

◆対応期

- ・府と連携した、流行状況に応じたサーベイランスの実施(国の方針に基づいた全数把握から定点把握への移行等)

第1節 準備期(平時)

(1)目的

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2)所要の対応

1-1. 実施体制

① 市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握するため、府と連携して、指定届出機関からの患者報告や、国立健康危機管理研究機構、大阪健康安全基盤研究所からの病原体の検出状況、ゲノム情報等の情報共有体制を整備する。

② 市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、一般社団法人枚方市医師会(以下、「枚方市医師会」という)や枚方市病院連絡協議会等の医療関係団体等を通じて、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス²⁴

① 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向、保育所(園)等・幼稚園や学校、福祉施設等の複数の情報源から府内の流行状況を把握する。

② 市は、国立健康危機管理研究機構等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウィルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況等について共有する。

²⁴ 詳細は、政府行動計画「サーベイランスに関するガイドライン」(令和6年8月)のとおり。

- ③ 市は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、府や大阪健康安全基盤研究所と連携の上、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。また、府等、家畜保健衛生所及び保健所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、府内における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。
- ④ 市は、国や府等と連携した新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。

1-3. 人材育成及び研修の実施

市は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保を図るため、職員に対し、国等が行う研修等への参加を働き掛ける。

1-4. 分析結果の共有

市は、国や国立健康危機管理研究機構、府等から提供される感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果について関係機関に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を必要に応じて市民等に分かりやすく提供・共有する。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

府内外における感染症有事(疑い事案を含む。)の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2)所要の対応

2-1. 実施体制

市は、引き続き、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、枚方市医師会や枚方市病院連絡協議会等の医療関係団体等を通じて、感染症法第 12 条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

あわせて、市は、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対し、退院等の届出の提出を求める。

2-2. 有事の感染症サーベイランス²⁵の開始

市は、国の方針に基づき、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生が探知され、国から疑似症の症例定義が示された場合には、速やかに疑似症サーベイランスを開始する。

また、国の方針に基づき、患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ確な把握を強化するとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集(入院サーベイランス)及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

また、市は、準備期から実施している指定届出機関からの届出による疑似症サーベイランス及び医師からの届出による疑似症サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所において、当該者に対して、積極的疫学調

²⁵ 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向(患者発生サーベイランス)、入院者数、重症者数の収集(入院サーベイランス)、ウイルスゲノム情報の収集(病原体ゲノムサーベイランス)、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。詳細は、政府行動計画「サーベイランスに関するガイドライン」(令和6年8月)のとおり。

査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は、国や国立健康危機管理研究機構、府等から提供される感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、市民等へ迅速に提供・共有する。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

(2)所要の対応

3-1. 実施体制

市は、引き続き、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、枚方市医師会、枚方市病院連絡協議会等の医療関係団体等を通じて、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

あわせて、市は、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対し、退院等の届出の提出を求める。

3-2. 有事の感染症サーベイランス²⁶の実施

市は、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国において、患者の全数把握から定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された場合には、市においても同様の対応を行う。

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は、国や国立健康危機管理研究機構、府等から提供される感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等について市民等に迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

²⁶ 詳細は、政府行動計画「サーベイランスに関するガイドライン」(令和6年8月)のとおり。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を市民等に迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組（一部のみ抜粋） ※市は府と連携して実施】

◆準備期

- ・感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等発生時にとるべき行動等についての市民等への情報提供・共有
- ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する市民等への啓発
- ・情報提供・共有方法の検討等

◆初動期

- ・府の患者情報等公表の一元化による、迅速かつ一体的な市民等への情報提供・共有
- ・双方向のリスクコミュニケーションの実施（コールセンターの設置や SNS・アンケート調査等による市民の意見等の把握等）と、それを通じたリスク情報とその見方や対策の意義の共有
- ・市民等への偏見・差別等に関する啓発や科学的知見等に基づく正しい情報提供・共有

◆対応期

- ・双方向のリスクコミュニケーションの実施（コールセンターの設置や SNS・アンケート調査等による市民の意見等の把握等）と、それを通じたリスク情報とその見方や対策の意義の共有
- ・市民等への偏見・差別等に関する啓発や科学的知見等に基づく正しい情報提供・共有
- ・病原体の性状等に応じて変更する対策についての市民等への情報提供・共有
（科学的根拠等政策判断の根拠、従前からの対策の変更点やその理由等）

第1節 準備期(平時)

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市民等に対し、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、市民等の感染症に関するリテラシー²⁷を高めるとともに、国、府及び市町村による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2)所要の対応

1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染対策等に関する啓発

- ① 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。

また、保育所(園)等・幼稚園や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、府や市の保健衛生部局、福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

これらの取組を行うに当たっては、市は、府との連携を図る。

- ② 保健所は、大阪健康安全基盤研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。その際、市は、府との連携を図る。

²⁷ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック(信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組を行うに当たり、市は、府との連携を図る。

1-2. 情報提供・共有方法等の検討

- ① 市は、市民等への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

なお、市は必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、検討を行う。

- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

なお、市は必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、検討を行う。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2)所要の対応

2-1.情報提供・共有

- ① 市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

なお、患者情報等については、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」等を通じて、公表内容について協議の上、府で一元的に公表され、発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで公表される。

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する府の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、府からの求めに対して必要な協力を行う。また、市は当該協力に必要があると認めるときは、府に対し、個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を求める。

- ③ 市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、府との連携を図る。

2-2.双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

また、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

2-3.偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、府との連携を図る。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2)所要の対応

3-1. 情報提供・共有

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、府との連携を図る。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、初動期に引き続き、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

また、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

なお、市は、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、取り組む。

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、府との連携を図る。

3-4. リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、府が府民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-4-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等があることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

さらに、順次、広報体制の縮小等を行う。

第5章 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等、感染症危機管理への対応準備に係る時間を確保することが重要である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・検疫所が実施する訓練の機会等を通じた新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の確認

◆初動期

- ・検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置

◆対応期

- ・検疫所と連携した健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置
- ・府等の体制等を踏まえた、国に対する健康観察の代行要請

第1節 準備期(平時)

(1)目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国において円滑かつ迅速な水際対策を講じられるよう、平時から水際対策に係る研修・訓練等により国と府は連携を図ることとしている。

(2)所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する備え

市は、検疫所が実施する訓練の機会等を通じて、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の確認を行い、必要な備えを講じる。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

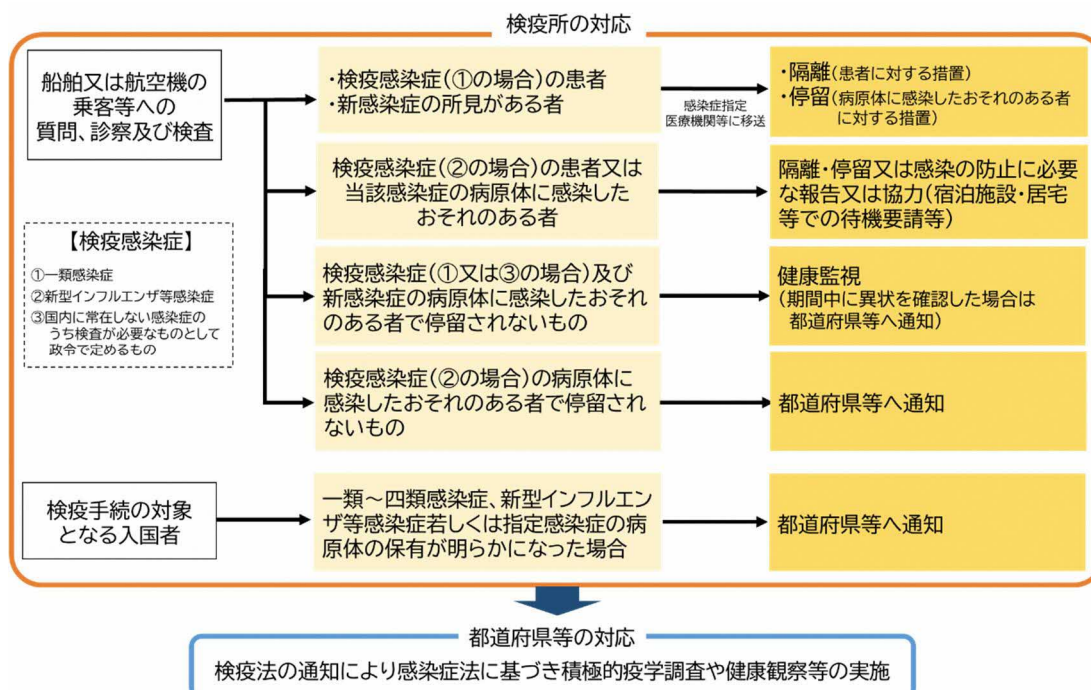
病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提とし、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、市内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、検疫所が行う水際対策について、検疫所との連携を進める。

(2)所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ① 市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所より、新型インフルエンザ等の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合等には、検疫所と連携し、健康観察や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。
- ② 市は、国や府と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康観察を実施する。

図表5 検疫感染症に係る検疫所及び都道府県等の対応



第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)**(1)目的**

新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や市内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民生活及び市民経済に与える影響等も考慮しながら、国が行う水際対策について、府と連携を進める。

(2)所要の対応**2-1. 対応期の対応**

- ① 市は、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続する。
- ② 市は、府等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 15 条の3第5項の規定に基づき、府等に代わって居宅等待機者等に対して健康観察を実施するよう国に要請する。
- ③ 市は、検疫所から患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

第6章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な取組である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・想定される対策の内容やその意義についての周知広報を通じた市民や事業者等の理解の促進
- ・基本的な感染対策の普及や保育所(園)等・幼稚園、学校、高齢者や障害者施設等による基本的な感染対策の実施

◆初動期

- ・国や府と連携した、感染症法に基づく入院勧告・措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の対応
- ・市行動計画や業務継続計画、健康危機対処計画に基づく対応の準備

◆対応期

- ・府等によるリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況、市民生活や市民経済への影響を踏まえた適切なまん延防止対策の実施
- ・府による、対象に応じた、市民や事業者等への要請に対する協力
 - ・患者への入院勧告等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請等
 - ・市民等に対する感染リスクが高まる場所等への外出自粛要請や基本的な感染対策の要請等
 - ・事業者に対する営業時間変更や休業要請、感染対策の要請等
 - ・施設に対する感染対策の強化要請や学校に対する臨時休業要請等
- ・時期(封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期等)に応じた、市民や事業者等への対策の勧奨
 - ・封じ込めを念頭に対応する時期 : 強度の高いまん延防止対策
(まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用を含む)
 - ・病原性及び感染性がいずれも高い場合 : 強度の高いまん延防止対策
 - ・病原性が高く、感染性が低い場合 : 患者や濃厚接触者への対応等を徹底
 - ・病原性が低く、感染性が高い場合 : 強度の低いまん延防止対策、宿泊療養や自宅療養 等

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

(2)所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の普段からの基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの発症が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
また、保育所(園)等・幼稚園、学校、高齢者や障害者施設等は基本的な感染対策を実施する。
- ③ 市は、府と連携してまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)**(1)目的**

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2)所要の対応**2-1. 市内でのまん延防止対策の準備**

- ① 市は、国や府と連携し、市内における患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。

また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や府と連携し、これを有効に活用する。

- ② 市は、府からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、市行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行う。保健所は健康危機対処計画に基づく対応の準備を行う。

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や市民経済への影響も十分考慮する。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市民経済への影響の軽減を図る。

(2)所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

国や国立健康危機管理研究機構、府、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等による情報収集・分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や市民経済への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や府と連携し、市域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う。

また、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する勧奨

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

3-1-3. 事業者や学校等に対する勧奨等

① 市は、府と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を啓発するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等について勧奨する。

② 市は、国及び府からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう勧奨する。

③ 市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、保育所(園)等・幼稚園、学校、高齢者や障害者施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用について府へ要請する。

府がまん延防止等重点措置や緊急事態措置によって不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限・休業要請、営業時間の変更要請等を行う場合には、それに協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や府、国立健康危機管理研究機構、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等が行う、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある場合、上記 3-2-1 と同様に、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用について府へ要請する。

府がまん延防止等重点措置や緊急事態措置によって不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限・休業要請、営業時間の変更要請等を行う場合には、それに協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざす。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用を府へ要請する。

3-2-2-3. 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、市民等に対し、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組の勧奨等、強度の低いまん延防止対策を実施する。

また、府と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、府予防計画及び府医療計画に基づいた、医療機関の役割分担が適切に見直されるように府と連携して対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請を検討する。

3-2-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所(園)等・幼稚園における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組の勧奨等、強度の低いまん延防止対策を実施する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や市民経済への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進める。

3-3. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

① 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請を検討する。

② 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。
市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、市が実施する市域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《政府行動計画 まん延防止等重点措置の公示・緊急事態宣言の検討等》

○ 国は、国立健康危機管理研究機構及び都道府県等と緊密に連携し、同機構等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることから措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

○ ただし、以下のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、措置の必要性や内容を判断する。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、国立健康危機管理研究機構等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や国民経済への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

第7章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・医療関係団体等と連携した接種体制構築に向けた準備
(接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所の検討等)
- ・国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用した、医療機関等と連携した予防接種やワクチン等に関する市民の理解促進
(予防接種の意義や制度の仕組み等)

◆初動期

- ・国の方針を踏まえた接種体制の構築(接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等)

◆対応期

- ・準備期・初動期に整理・構築した接種体制に基づく住民接種等の実施と感染状況を踏まえた接種体制の拡充
- ・高齢者施設等への接種体制の確保(巡回接種等)
- ・国が科学的知見等に基づき示すワクチンの安全対策や市民への情報提供・共有
- ・国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報を活用した、医療機関等と連携した予防接種やワクチン等に関する市民の理解促進と積極的なリスクコミュニケーションの実施
(予防接種の意義や制度の仕組み、接種対象者や接種頻度、接種スケジュール、有効性及び安全性、副反応の内容や対処方法等)

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

(2)所要の対応

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、枚方市医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を進める。

1-1-2. 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

1-1-3. 住民接種²⁸

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国又は府の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、枚方市医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

²⁸ 住民接種の実施主体は、市町村又は都道府県とされているが、全国民を対象とする住民接種を実施する場合においては、市町村において接種体制を構築の上、当該市町村の住民の接種を実施することとし、都道府県は、管内の市町村の状況を踏まえ、必要に応じ補充的に接種会場を設けるという役割分担が基本となる。(政府行動計画「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」(令和6年8月))

1-2. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

国や府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

(2)所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

- ① 市は、ワクチン接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、市対策本部における対策班、または、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で必要に応じて専任組織を設置するなど、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ② 市は、ワクチン接種の実施にあたっては、市対策本部における担当部局、または必要に応じて設置された専任組織にて府と連携して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

国や府の方針に基づき、構築した接種体制の下、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2)所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2. 特定接種

市は、国や府等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種の準備

市は、国や府等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行う。

3-3-2. 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-3-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、枚方市医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保する。

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

- ① 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ② 市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民への適切な情報提供・共有を行う。

3-5. 情報提供・共有

- ① 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

くわえて、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・市内の協定締結医療機関や医療関係団体等との連携による、地域の実情に応じた医療体制の整備
- ・対応期に備えた、府との宿泊療養施設の運営方法の調整
- ・車両の確保、民間救急等との協定締結、消防機関との申し合わせ等の検討による移送体制の整備
- ・人材の養成・資質向上
(職員や医療従事者等の各種研修への参加促進、感染管理地域ネットワーク等との連携による医療機関等への研修支援等)

◆初動期

- ・受診調整等を行う相談センターの設置
- ・府と保健所による入院調整(入院調整業務が府に一元化された場合は府の統合調整に従う)

◆対応期

- ・府と連携し、相談センターを強化、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等へ周知
- ・外部委託等による健康観察や府と連携した生活支援の実施
- ・民間搬送事業者等と連携した移送体制の確保
- ・府による入院調整の一元化への対応

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、府は地域の医療資源(医療人材や病床等)には限界があることを踏まえつつ、平時において、府予防計画及び府医療計画に基づき府と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うとしている。市は、府が整備する医療体制について、平時から府と調整を行い、地域の実情に応じた医療体制を整備する。

(2)所要の対応

1-1. 医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備

府は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、府予防計画及び府医療計画に基づき、感染症危機において府民等に対し感染症医療及び通常医療を適切に提供するため、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、医療機関との間で、新型インフルエンザ等発生時における病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備する。

市は、これら市内の協定締結医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、訪問看護ステーション連絡会等と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制を整備する。

1-2. 宿泊施設確保措置協定に基づく宿泊施設の確保

府は、可能な限り、地域バランスを考慮の上、民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結することにより、平時から宿泊療養施設の確保を行う。

また、市は、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について、府と調整を図る。

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

① 市は、医療人材等の研修や訓練を実施又は職員等に国立健康危機管理研究機構等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、人材の感染症に関する知識の向上を図る。

また、新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、平時から、地域の感染症対応力向上を図るため、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関等と連携しながら、地域の医療機関や高齢者施設等への研修・訓練等の開催、平時からの助言体制の構築を図る。

② 北河内医療圏域の第二種感染症指定医療機関である市立ひらかた病院においては、平時から、感染症対応を行う医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した必要な研修や訓練の実施、又は国や府等若しくは医療機関が実施する当該研修や訓練に医療従事者を参加させることにより、当該感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化を図る。

また、圏域の様々な医療機関や医師会、保健所等と連携し、感染症に関する情報の普及や啓発に取り組む。

1-4. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

市は、国が示す臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法等の方針を踏まえ、平時から、府が臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理することについて、必要な協力をする。

1-5. 患者の移送のための体制の確保

市は、平時から、患者等の移送のための車両の確保、民間移送機関や民間救急等への協定締結・業務委託等、体制整備を行うとともに、感染症指定医療機関等の関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

また、市は、平時から、新型インフルエンザ等の発生及びまん延時における消防機関との情報共有や役割分担の整理を行う。さらに、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保等について、消防機関と協議を行い、保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、移送に係る協定(申し合わせ)締結等を進める。

市は、平時から、医療機関の受入体制の情報共有を図るとともに、消防機関が搬送した傷病者が感染症法第12条に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し、適切に情報等を提供する。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

府が、感染症法に基づき、平時からの体制整備等に係る総合調整権限や指示権限に基づき、入院調整業務を一元的に実施する場合は、市は、その調整に従い、入院調整業務を実施する。

また、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

(2)所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

市は、府から提供される、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報(感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等))や診断・治療に関する情報等の最新の知見を踏まえ、府からの要請に備えて、市立ひらかた病院と連携し、必要な準備を行う。

また、市立ひらかた病院は、新興感染症発生等の公表前から入院対応を行うなど、圏域における新興感染症の中心的役割を担う。

2-2. 相談センターの整備

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、市民等へ周知する。

相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につなげる。

2-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築

① 感染症指定医療機関との患者受入調整については、府と市が適宜、調整の上、行う。

その後、府が感染症法に基づき、保健所設置市に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や指示権限に基づき、入院調整業務の府への一元化を判断した場合は、市は当該調整に従い、入院調整業務を実施する。

② 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう周知する。

③ 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、国や府等から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等、医療提供体制のキャパシティを超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも柔軟かつ機動的に対応する。

(2)所要の対応

3-1. 相談センターの強化

市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営にあたっては、業務効率化のため、適時に外部委託や府等での一元化等を行うことを検討する。

3-2. 新型インフルエンザ等に関する医療に係る基本の対応

- ① 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう周知し、医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。

その際、市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制を整備するため、枚方市医師会、枚方市病院連絡協議会等の医療関係団体等を通じて、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、第二種感染症指定医療機関である市立ひらかた病院に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

- ② 市は、準備期に整備した協定等に基づき、民間搬送事業者等と連携して、患者の自宅や発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。

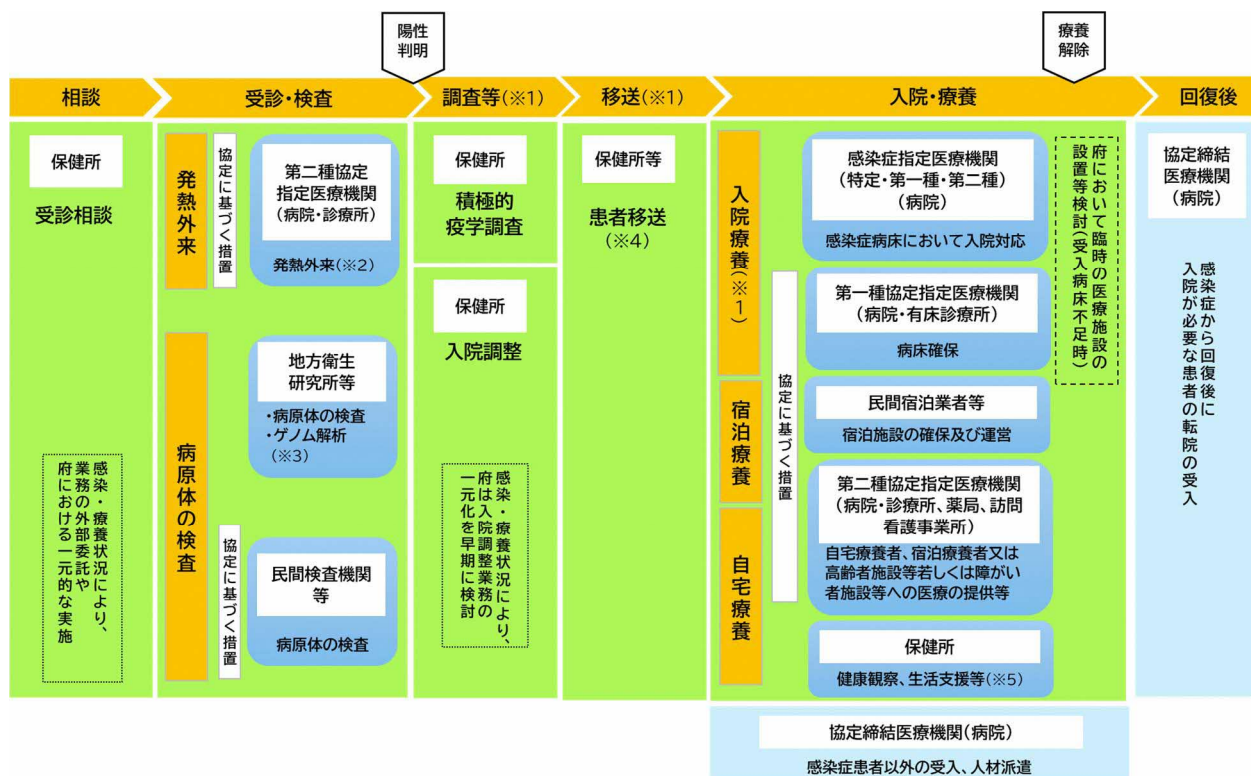
また、市民及び施設等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。

- ③ 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や相談センター、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
- ④ 府が感染症法に基づき、入院調整業務の府への一元化を判断し、実行する場合は、市はそれに従う。
- また、入院調整業務の一元化に際しては、地域での感染拡大のフェーズに応じた病床運用が可能となるよう、国が示す入院対象者の基本的な考え方も参考に、都道府県連携協議会等を活用し、地域の関係者間で、入院対象者等の範囲を明確にしながら、患者の療養先の振り分けや入院調整が行われることから、原則、ICT を活用し、医療機関や保健所等とリアルタイムで受入可能病床や入院患者等の情報共有を行う。
- ⑤ 市は、医師からの届出により患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置を行う。
- ⑥ 市は、病床使用率が高くなってきた場合には、府と連携し、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるよう入院調整業務を実施する。また、症状が回復した者について、宿泊療養への移行や後方支援を行う協定締結医療機関への転院が進むよう調整を図る。
- ⑦ 市は、府から、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、診断・治療に関する情報等の提供・共有があった場合は、これらの情報も踏まえ、府からの要請に備えて、市立ひらかた病院と連携し、必要な準備を行う。

3-3. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、医師からの届出により患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や ICT を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。
- ② 市は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を府と共有し、当該患者が日常生活を営むために必要な配食等のサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

図表6 医療提供体制(イメージ図)



(※1)陽性判明前(疑似症)の段階から対応する場合あり

(※2)自院で検査の実施能力を有する医療機関においては、病原体の検査を実施

(※3)地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、検査への民間検査機関参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化する

(※4)保健所の移送能力を超える事態が生じた場合に備え、消防機関と移送に係る協定(申し合わせ)締結等を進める。

また、府は、宿泊施設への移送のため、民間移送機関との協定を締結

(※5)医療関係団体や民間事業者への委託が可能(府の場合は、必要に応じ、市町村の協力・連携体制を構築)

第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供は不可欠な要素であり、治療薬の確保と治療法の確立が重要な役割を担っている。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆初動期

- ・府等の連携による、濃厚接触者や医療従事者等のうち十分な防御なくばく露した者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応の指導

◆対応期

- ・国や府と連携した、治療薬の適切な使用の周知
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通・供給状況と患者の発生状況を踏まえ、必要に応じ、府に対して、府備蓄分の配分を要請

第1節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬・治療法の活用に向けた取組を進める。

(2)所要の対応

1-1. 治療薬の流通管理及び適正使用

市は、府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。

1-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

市は、国や府と連携し、医療機関の協力を得て、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、府と連携して、感染症指定医療機関等に移送する。

第2節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬・治療法を活用し、治療薬が必要な患者に公平に届くことをめざした対応等を行う。

(2)所要の対応

2-1. 治療薬の流通管理

市は、引き続き、国や府と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するように周知する。

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエンザの場合)

市は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通・供給状況と患者の発生状況を踏まえ、必要に応じ、府に対して、府備蓄分の配分を要請する。

第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・府や大阪健康安全基盤研究所との連携による、検体搬入を含めた手順等の整備
- ・市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施への協力

◆初動期

- ・(発熱外来が設立されていない場合)感染が疑われる者の動線を踏まえた検査体制の構築

◆対応期

- ・大阪健康安全基盤研究所等への検査の実施要請
- ・国が定めた検査実施の方針に関する市民への情報提供・共有

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査の実施により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

準備期では、国立健康危機管理研究機構や地方衛生研究所のほか、医療機関や民間検査機関等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う²⁹

(2)所要の対応

1-1. 検査体制の整備

市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、府や大阪健康安全基盤研究所と連携を図るとともに、検体搬入も含めた手順等についてあらかじめ定めておく。

1-2. 検査診断技術の研究開発への協力

市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

²⁹ 患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査(迅速検査キット)等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。

なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR 検査等や病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き、対策を記載する。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)**(1)目的**

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

(2)所要の対応**2-1. 検査体制の整備**

- ① 市は、国や府からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づき、大阪健康安全基盤研究所等における検査実施能力の確保状況の情報を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。

2-2. 検査診断技術の研究開発への協力

市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

2-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

市は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、国の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

(2)所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

- ① 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、大阪健康安全基盤研究所等に対し、検査の実施を要請する。
- ② 市は、国より無症状病原体保有者への検査を行う方針が示された場合には、検査対象者等に関係機関へ周知する。

3-2. 検査診断技術等の普及

市は、国及び国立健康危機管理研究機構が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

市は、国や国立健康危機管理研究機構が実施する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等に基づいたリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

第11章 保健

感染症危機発生時において、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、患者の入院調整やクラスター対応等の業務負荷の急増が想定される。

そのため、市は、平時から保健所における情報収集体制や人員体制の構築、ICTの活用等を通じた業務効率化を行いながら、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することが重要である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員、応援派遣等による保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保と研修等の実施
- ・保健所による健康危機対処計画の策定と、計画に基づいた人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化等の推進

◆初動期

- ・本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT 要員等の人員確保に向けた準備と、業務一元化や外部委託等の検討
- ・保健所による健康危機対処計画に基づいた感染症有事体制への移行準備
(人員の参集や受援、必要な資機材等の調達の準備等)

◆対応期

- ・保健所による健康危機対処計画に基づいた感染症有事体制の確立
- ・本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等
- ・感染状況に応じた取組
 - ・業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化の推進
 - ・国の方針を踏まえた保健所の人員体制の見直しや感染症対応業務の対応の変更、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目の見直し等

第1節 準備期(平時)

(1)目的

感染症発生時には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

準備期では、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、保健所が、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも必要な地域保健対策を継続して実施できるようにする。

その際、市の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする³⁰。

(2)所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 市は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表から1か月間)において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。
- ② 市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制の確保のため、保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師等を配置する。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。
また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等の整備や ICT を活用した業務効率化を進めるとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。
くわえて、外部委託や他の市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。
- ② 保健所は、保健所業務に関する業務継続計画との整合性を踏まえて健康危機対応計画を策定するとともに、有事に円滑に健康危機対応計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化、地域の医療機関や関係団体等との連携強化等を図る。

³⁰ 本章では主に実施体制に関することを記載しており、サーベイランス等のその他項目については、各章において記載する。

- ③ 市は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数)の状況を毎年度確認する。

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成

- ① 保健所は、保健所の感染症有事体制を構成する人員である保健所の全職員、庁内の医療職、IHEAT 要員等を対象に初動対応、感染症業務、情報連絡、PPE着用などの研修・訓練を年1回以上実施する。研修や訓練は、保健所における庁内外の応援者受入れ体制の整備も想定したものである。
- ② 市は、危機管理のリーダーシップを担う人材、応援職員の人材の育成、実地疫学専門家養成コース(FETP)との連携の推進や、IHEAT 要員に係る研修等を通じ、専門人材の充実を図り、感染症危機への対応力向上を図る。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や府の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

1-4. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」や都道府県連携協議会等を活用し、平時から府や大阪健康安全基盤研究所、府内市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)**(1)目的**

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

(2)所要の対応**2-1. 有事体制への移行準備****① 保健所は、健康危機対処計画に基づいた感染症有事体制への移行の準備を行う。**

市は、予防計画に基づき、保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数)への移行の準備状況を適時適切に把握し、本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。特に、感染症発生後速やかに、保健所における人員体制を整備する。

また、有事の検査体制への移行について、大阪健康安全基盤研究所と連携し、必要に応じて検査体制を立ち上げる。

また、感染拡大時における外部委託等による保健所の業務効率化について検討する。

② 市は、感染拡大時における届出の受理から積極的疫学調査、健康観察等の業務について、ICT の活用により情報把握や情報共有を効率的に実施できる体制を整備するとともに、業務の外部委託についても検討を行い保健所の業務効率化について検討する。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市予防計画や保健所が定める健康危機対処計画、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2)所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 保健所は、健康危機対処計画に基づき、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、本庁からの応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を府と共有する。
- ③ 市は、患者の入院先医療機関への移送や自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。
また、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。

3-2. 感染状況に応じた取組

3-2-1. 流行初期(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで)

- ① 市は、流行開始をめぐに感染症有事体制へ切り替える。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等を行うとともに、必要に応じて、府に対し、保健師等の広域派遣要請を行う。
- ② 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や府での業務の一元化・外部委託等により、保健所における業務の効率化を推進する。

3-2-2. 流行初期(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月)以降

- ① 市は、引き続き必要に応じて、交替要員を含めた保健所の人員の確保のため、本庁から保健所への応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請、国立健康危機管理研究機構に対する実地疫学の専門家等の派遣要請等を行う。

- ② 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、府と連携して、府での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。
- ③ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更について示された場合は、地域の実情や市の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
- ④ 市は、流行初期以降(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国や府が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

第12章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、市や府、医療機関を始めとする関係機関において感染症対策物資等が十分に確保できるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期～初動期

- ・感染症対策物資等の備蓄

◆対応期

- ・必要な物資及び資材が不足するおそれがある場合等における、府等と連携した物資及び資材の供給に関する相互協力

第1節 準備期(平時)～初動期

(1)目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、府、市町村及び指定地方公共機関は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

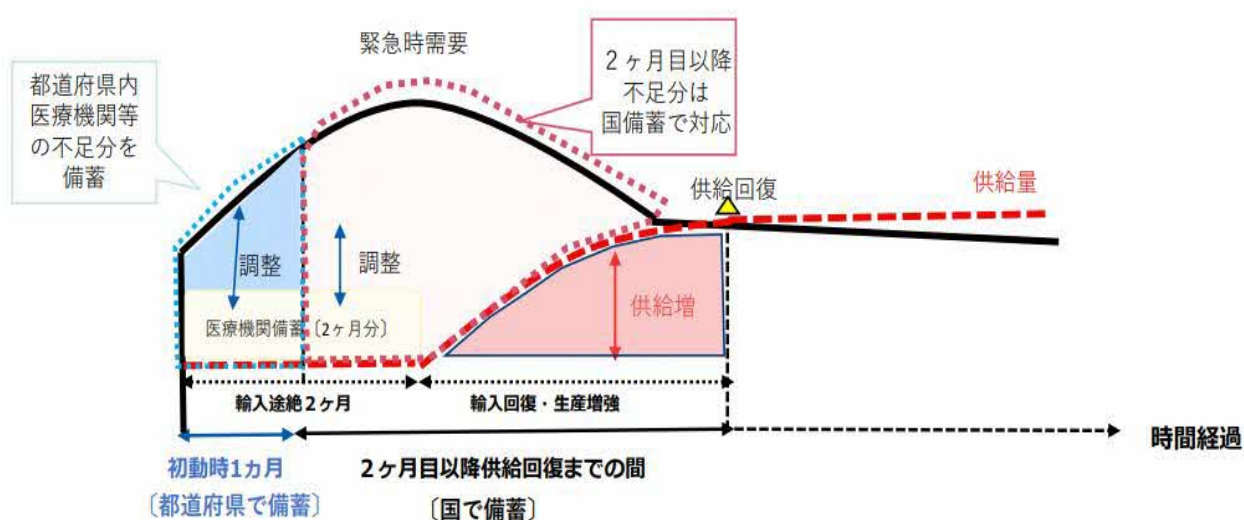
(2)所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

① 市は、行動動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

② 市は、国や府が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具を備蓄する。

図表7 国が示す個人防護具の備蓄(イメージ図) (出典:令和6年3月14日 厚生科学審議会感染症部会資料1)



第2節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

(2)所要の対応

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、府と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、以下取組を進める。

【主な取組(一部のみ抜粋)】

◆準備期

- ・国や府、庁内及び関係機関との情報共有体制の整備
- ・市民や事業者に対する、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨

◆初動期

- ・事業者に対する事業継続に向けた対策(従業員の健康管理の徹底やオンライン会議等の活用、テレワーク等の推進等)の準備勧奨
- ・物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け

◆対応期

- ・市民生活の安定確保に向けた対応
- ・物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け
- ・心身への影響に関する施策(高齢者フレイル予防等)や教育や学びの継続への支援等
- ・社会経済活動の安定確保に向けた対応
- ・事業者への事業継続に関する周知(従業員の健康管理の徹底や職場等での感染防止対策の実施等)
- ・市行動計画等に基づいた必要な措置の開始
- ・国の方針に基づく事業者への支援等

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2)所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民経済への影響に関する情報収集を行うため、国や府との情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄等³¹

① 市は、行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

³¹ 治療薬及び感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間)

(1)目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

(2)所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期(基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

(1)目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

(2)所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

- ③ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への周知等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-3. 市による市民生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

① ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置。

② 上下水道の安定供給

まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、市職員及び委託業者による運用体制を確立し、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置。

3-3. 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

3-3-2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する(50音順)。

略称・用語	内容
医療機関等情報支援システム(G-MIS)	G-MIS(Gathering Medical Information System の略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画 ※府が作成する計画は、「府医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成16年3月2日関係省庁申合せ)」に基づき開催
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報(インテリジェンス)として提供する活動
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態

略称・用語	内容
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届出された情報等を集計及び提供・共有するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症試験研究等機関	感染症法第 15 条第 16 項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症発生動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民等及び医師等医療関係者への公表のこと
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」「発熱外来」「自宅療養者等に対する医療の提供」「後方支援」「医療人材派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
居宅等待機者等	検疫法第 14 条第1項第4号及び第 16 条の3第1項(これらの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長より、居宅等での待機要請を受けた者。又は、検疫法第 14 条第1項第3号及び第 16 条の2第2項(これらの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長より感染したおそれのある者に対し、一定期間(当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間)、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた者

略称・用語	内容
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報をさす。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第 374 号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定
検査措置協定締結機関等	検査措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関等
公的医療機関等	感染症法第 36 条の2第1項の規定に基づく公的医療機関等
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。 府が策定するものについては、「府行動計画」とする。 市町村が策定するものについては、「市町村行動計画」とする。

略称・用語	内容
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
施設管理者等	学校等の多数の者が利用する施設(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条に規定する施設に限る。)を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設(生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設)をさす ※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす
実地疫学専門家養成コース(FETP)	FETP(Field Epidemiology Training Program の略)は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、国立健康危機管理研究機構が実施している実務研修
指定行政機関	国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。 大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。
指定届出機関	感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域

略称・用語	内容
住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
宿泊施設確保措置協定	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と宿泊業者等とが締結する協定
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生を情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成 23 年9月 20 日閣議口頭了解)」に基づき開催
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第 44 の2第1項、第 44 条の7第1項又は第 44 条の 10 第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第1項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型インフルエンザ等対策推進会議	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO))に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資等
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

略称・用語	内容
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う感染症(全数把握)の患者の発生の届出を行うもの
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていない区域(清潔区域)を区分けすること
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。 府が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。 市が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「市対策本部」とする。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう
地方公共団体	大阪府及び市町村(保健所設置市を含む。)
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
登録事業者	特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの

略称・用語	内容
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
都道府県連携協議会	感染症法第 10 条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。 なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。
府等	府及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)(保健所及び地方衛生研究所を含む。)
市等	市に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村民等 ※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。
フレイル	身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)

略称・用語	内容
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画 ※市が作成する計画は「市予防計画」とする。
予防投与	新型インフルエンザウイルスのばく露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)につなげていくための活動
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行状況が収束する	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること

略称・用語	内容
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。 具体的には、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、同感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置(以下「医療協定等措置」という。)を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合、感染症法に基づき、当該医療機関(医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した医療機関に限る。)に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置をいう。 医療協定等措置の基準については、「大阪府流行初期医療確保措置に関する基準を定める規則」に定める。
流行初期期間	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後3か月程度 ※ただし、「保健」の項目においては、期間が異なるため、別途期間を明記しています。
流行初期期間経過後	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後から6か月程度以内 ※ただし、「保健」の項目においては、期間が異なるため、別途期間を明記しています。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
IHEAT 要員	IHEAT 要員とは、地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。

略称・用語	内容
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ